

2020年4月8日

関係各位

就労移行・就労定着支援事業所

H O P E 神田

施設長 山本太朗

## 緊急事態宣言発令後の対応について

日頃よりH O P E 神田の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本年2月より営業時間短縮や施設内感染予防措置、希望者への在宅訓練の実施等に努めて参りましたが、政府による緊急事態宣言の発令を受けまして、より一層の感染拡大防止に向けて、4月8日（水）より下記の通り対応して参ります。

### 記

#### 1. 対応期間

2020年4月8日（水）～2020年5月6日（水） ※状況により変更あり

#### 2. 就労移行支援における対応

##### （1）全利用者の在宅支援を開始

- ① 職員による定期電話連絡（日2回以上）
- ② 在宅訓練プログラムの提供（毎日取り組める課題の発送）
- ③ 生活習慣の管理（午前午後の日課表に基づく支援）
- ④ ご家庭との連携（情報共有・家事手伝いの奨励）
- ⑤ 週ごとのアセスメントとフィードバック

##### （2）新たな利用者の受け入れ

- ・ 期間終了後（5月7日以降）の利用開始にて承ります。
- ・ 期間中の見学・体験・契約は、感染拡大防止上、お受付いたしかねます。期間終了後の日程にて、ご予約いただければ幸いです。
- ・ 電話やメールによるご相談や郵送等による資料送付は随時行っております。利用開始まで1か月程要しますため、お早目にお問合せくださいませ。

#### 3. 就労定着支援における対応

##### （1）定着支援方法

期間中は緊急時を除き訪問や来所による面談は控えさせていただきます。すでに在宅勤務や自宅待機中の卒業生も多いため、生活面を中心とした支援を実施して参ります。

- ① 職員からの電話またはビデオを使用した面談（必要に応じて定期対応）
- ② 本人からの電話やメール相談（随時受付）
- ③ 生活習慣に関する支援（必要に応じて事業所から課題提供）
- ④ ご家庭との連携（情報共有・家事手伝いの奨励）
- ⑤ 就労先企業ご担当者様との情報共有

#### 4. 余暇支援活動

3月の行事中止に続き、4月・5月の土曜開所（カラオケ・ボーリング）も中止とさせていただきます。卒業生の皆様には別途お便りを郵送いたします。

#### 5. 職員の勤務体制

原則として職員も在宅での勤務とさせていただきます。

（業務上、期間中に数回程度は交代制にて事業所への出勤日を設けています）

セキュリティ対策を前提としたテレワーク環境を整備しておりますため、これまで通りのご連絡を頂戴できればと存じます。

#### 6. 期間中のお問い合わせ

お電話 : 03-5256-1411（平日10:30～16:30）

メール : 各職員を含むすべてのアドレスが可

郵送/FAX : 確認に2～3営業日程お時間を頂戴いたします

今回の一連の変化において、HOPE神田の訓練生や卒業生は、社会情勢や就職活動、雇用状態等に不安を抱えながらも、変化を受け入れて、ひたむきに取り組んでいらっしゃいます。訓練生や卒業生だけでなく、ご家族や就労先企業のご担当者様にとっても、HOPE神田と関わることで少しでも安心していただけるよう、特に訓練生や卒業生の皆様に対しては、いつでも通所による訓練、あるいは職場での就労を再開できるよう、在宅という形ではございますが支援を継続して行って参ります。

今後、対応を更新する際は、あらためてご連絡をさせていただきます。何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、引き続きのご協力の程をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上